# 第101回　佐用町議会〔定例〕会議録　　（第1日）

令和２年１２月３日（木曜日）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 出席議員（13名） | 1番 | 金澤孝良 | 2番 | 児玉雅善 |
| | 3番 | 加古原瑞樹 | 4番 | 千種和英 |
| | 5番 | 小林裕和 | 6番 | 廣利一志 |
| | | | 8番 | 岡本義次 |
| | 9番 | 金谷英志 | 10番 | 山本幹雄 |
| | 11番 | 岡本安夫 | 12番 | 西岡正 |
| | 13番 | 平岡きぬゑ | 14番 | 石堂基 |
| 欠席議員（名） | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻議員（名） | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早退議員（名） | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

<table>
<tr><td rowspan="2">事務局出席<br>職員職氏名</td><td>議会事務局長</td><td>中　石　嘉　勝</td><td>書　　　　記</td><td>大　上　千　佳</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">説明のため出席<br>した者の職氏名<br>（10名）</td><td>町　　　　長</td><td>庵　逧　典　章</td><td>副　町　長</td><td>坪　内　頼　男</td></tr>
<tr><td>教　育　長</td><td>浅　野　博　之</td><td>総　務　課　長</td><td>藤　木　　卓</td></tr>
<tr><td>企画防災課長</td><td>服　部　憲　靖</td><td>税　務　課　長</td><td>大　永　和　重</td></tr>
<tr><td>住　民　課　長</td><td>山　田　裕　彦</td><td>商工観光課長</td><td>真　岡　伯　好</td></tr>
<tr><td>建　設　課　長</td><td>重　崎　勇　人</td><td>教　育　課　長</td><td>宇　多　雅　弘</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">〈備　考〉<br>※健康福祉課長 高年介護課 農林振興課長 農林振興課特命参事 上下水道課長<br>上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 生涯学習課長<br>委員会室で待機</td></tr>
<tr><td rowspan="3">欠　席　者<br>（名）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">遅　刻　者<br>（名）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">早　退　者<br>（名）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>議　事　日　程</td><td colspan="4">別　紙　の　と　お　り</td></tr>
</table>

## 【本日の会議に付した案件】

日程第１．会議録署名議員の指名
日程第２．会期決定の件
日程第３．行政報告について
日程第４．発 議 第 ４ 号　核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書（案）
日程第５．発 議 第 ５ 号　自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめを求める意見書（案）
日程第６．議案第 113 号　町有財産の無償貸付けについて（中安小学校跡地）
日程第７．議案第 114 号　町道路線の認定について（町道長尾岡ノ平線、町道小山安川旧道線）
日程第８．議案第 115 号　佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について
日程第９．議案第 116 号　佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第 10．議案第 117 号　佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 11．議案第 118 号　佐用町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例について
日程第 12．議案第 119 号　佐用町企業立地促進条例及び佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 13．議案第 120 号　令和２年度佐用町一般会計補正予算案（第７号）について
日程第 14．議案第 121 号　令和２年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第３号）について
日程第 15．議案第 122 号　令和２年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第２号）について
日程第 16．議案第 123 号　令和２年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第２号）について
日程第 17．議案第 124 号　令和２年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第２号）について
日程第 18．議案第 125 号　令和２年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第３号）について
日程第 19．議案第 126 号　令和２年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第３号）について
日程第 20．議案第 127 号　令和２年度佐用町笹ケ丘荘特別会計補正予算案（第３号）について
日程第 21．委員会付託について

---

午前０９時３０分　開会

議長（石堂　基君）　　　皆さん、おはようございます。本日、ここに、第 101 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはおそろいでご参集賜り、誠にありがとうございます。

開会に当たり一言、御挨拶を申し上げます。

今週に入り、気温の低い日が連日のように続き、いよいよ冬本番となってきました。これまで以上に体調管理に気をつけていただいて、活動のほう当たっていただきますことをお願いします。

さて、私たち佐用町議会も先の臨時議会において第 100 回を重ねてまいりました。本日、101 回目を迎え、また、新たな思い。そして、また、竹内議員の思いも込めて、それぞれが議員活動に精励され、よりよき町行政の推進に、これまで以上に邁進していただくことをお願いをし、開会の挨拶とさせていただきます。

さて、今期定例会には、発議２件、条例の一部改正などの議案７件、令和２年度各会計補正予算議案８件の計 17 件が付議されております。
議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、妥当なる結論が得られますようお願いをし、開会の挨拶といたします。
庵逧町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逧典章君）　　　改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。
今、議長、御挨拶のように、師走に入りまして冬らしく朝方は冷え込んでまいりました。十分、体調に気をつけていただきたいと思います。
本日、開会いただきました定例会におきましては、条例案といたしまして、選挙運動にかかる公費負担の条例と、また、町道認定や、さらに学童保育の条例の改正の議案。また、補正予算を提案させていただくということで、予定をしておりますので、それぞれ十分ご審議をいただき、適切な判断をいただきますよう、よろしくお願い申し上げたいと思います。
この寒さを迎えて、インフルエンザのほうは、まだ、予防接種のほうも相当進んでおりますけれども、コロナのほうは、さらに感染が各地で拡大をしております。そういう中で、一時、Go To トラベル、Go To イート等で、かなり経済活動のほうが戻ってきたところもあったんですけれども、やはりここにきて、かなりまた、自粛ムードが出てきております。
特に、これから忘年会、また、新年会のシーズンを迎えて、そういう中で、町内の飲食店等においても、相当、そのへんの声を聞いて、非常にキャンセルがあったり、厳しい状況を聞いております。
そういう状況の中で、国においても、第３次の臨時交付金の補正予算、補正が示されるだろうという予想をしているんですけれども、なかなか、経済活動と感染防止を両立するということが非常に難しい状況で、国においても県においても、非常に、そのへんの、どう対応していくかということで、苦慮されているところでありまして、町におきましても、こういう町業者の皆さんが、特に、飲食店の方々の状況を見る中で、何らかの対策ということで、支援をということで考えているところですけれども、そういう点について、この今日の日程が終了した中で、少し皆さんと相談をさせていただきたいなということも思っておりますので、その点も、よろしくお願いしたいと思います。
それぞれ、今日の 12 月議会、日程どおり、それぞれの審議を十分いただきまして、終了できますように、最後までよろしくお願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。

議長（石堂　基君）　　　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 101 回佐用町議会定例会を開会します。
今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長及び各支所長であります。
なお、感染予防の観点から、当局側の出席者の最小化をお願いし、課長等の途中入退場を許可していますので、報告しておきます。
これより、本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。

---

日程第１．会議録署名議員の指名

議長（石堂　基君）　　　　日程第１は、会議録署名議員の指名であります。
　会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名します。４番、千種和英議員。５番、小林裕和議員。
　以上の両議員にお願いします。

---

日程第２．会期決定の件

議長（石堂　基君）　　　　続いて、日程第２、会期決定の件を議題とします。
　お諮りします。今期定例会の会期は、本日 12 月３日から 12 月 18 日までの 16 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂　基君）　　　　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 12 月３日から 12 月 18 日までの 16 日間と決定しました。

---

日程第３．行政報告について

議長（石堂　基君）　　　　続いて、日程第３に入ります。
　行政報告でありますが、報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第３を終了します。

---

議長（石堂　基君）　　　　なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂　基君）　　　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

日程第４．発議第４号　核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書（案）

議長（石堂　基君）　　　　それでは、日程第４、発議第４号、核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書（案）を、議題とします。
　提案に対する提出者の説明を求めます。平岡きぬゑ議員。

〔13 番　平岡きぬゑ君　登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君）　　　おはようございます。
　発議第４号、核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書（案）について、提案の理由を説明いたします。

唯一の戦争被爆国の政府として、核兵器禁止条約に調印し、条約を批准することを求める意見書を提出するために提出いたします。
意見書について。
核兵器を全面的に違法化する「核兵器禁止条約」は 2017 年 7 月 7 日、国連で 122 か国の賛成を得て採択されました。この条約は、核兵器の使用や開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転など幅広く禁止、核を使用するとの威嚇の禁止も盛り込まれ、核抑止力の考え方を明確に否定することにつながるものとなっています。
さらに、条約の前文には、日本語に由来する「ヒバクシャ」という文言も盛り込まれ、筆舌に尽くしがたい経験をし、核廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきた広島、長崎の被爆者の思いがくみ取られたものとなっています。
同条約は、発効に必要な 50 か国の批准国に 10 月 24 日に達しました。条約は 90 日後の来年 1 月 22 日に発効し、核兵器は開発、実験、製造、貯蔵、使用、威嚇など全ての活動が国際法によって違法とされます。
一方で、世界にはなお 1 万 3,400 発の核兵器が配備、貯蔵され、核大国は自国の核を「安全の保証」と言い切り、禁止条約に反対しています。しかし、世界の大勢は核兵器の廃絶を求めています。禁止条約により、核兵器は人類の生存を危うくする「悪」としての烙印を押される新たな段階に入ろうとしています。核兵器禁止条約への参加を求める国民世論はいまや 7 割を超えています。
よって、唯一の戦争被爆国である日本政府は、核廃絶の先頭に立ち被爆者と国民の声に誠実に応え、核兵器禁止条約に署名・批准するよう強く要望するものです。
以上、意見書を提出いたします。
ぜひ、議員の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（石堂　基君）　　　提出者の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより発議第 4 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　小林議員。

５番（小林裕和君）　　　唯一の被爆国である日本にとって核の廃絶や核の削減を目指さないわけではないんですけども、ある意見として、核保有国の参加していない核兵器条約を核を持たない国と、こういう核保有国との対立がするだけだという意見もあって、ちゃんと核保有国も参加した形で核廃絶を目指すべきではないかという、そういう方針でいくべきではないかという意見があるんですけど、そのへんは、どう思われるでしょう。

議長（石堂　基君）　　　提出者、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君）　　　核抑止力を全面に出して、日本政府が、日本の政府の場合、それに固執する態度を取っているわけですけれども、被爆国、日本政府こそ圧倒的多数の国々と力を合わせて、率先して禁止条約に参加し、核保有国に参加を迫るべきではないかと、私は考えます。
ですから、これに背を向ける、今の日本政府の立場の根本には、アメリカの核兵器に守ってもらうという、その根深いアメリカ依存のものがあるわけで、ぜひ日本の国民の世論

も7割を超える人たちが核兵器禁止条約に参加すべきだという、そういう情勢がありますから、このたび批准国が50か国になって、国際的な法律として核兵器禁止条約が来年の1月22日には発効されるわけですから、唯一の戦争被爆国である日本政府が、その立場に、今こそ、これまでの態度から立ち入るのが、私は、正しいというふうに思います。

議長（石堂　基君）　　　　ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　岡本義次議員。

８番（岡本義次君）　　　　日本は、唯一の被爆国として、また、そういうふうに加わってせんとあかんというのは、十分承知しておるんですけれど、ロシア、北朝鮮、中国、日本を取り巻いておる国が、全部、そういう核を持ち、また、日本に敵対視するような格好でおります。

　また、パキスタンとかイスラエルとか、インドやそういう核を持っておる国もありますし、全部が核がなくなって、そういうことは十分、私も分かるんですけれど、そういう難しさがあるがゆえに、やはりそこに入っていけないというところがあるんじゃないかと思いますが、そこらへんは、平岡議員は、どのように思っていらっしゃいますか。

〔平岡君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君）　　　実際に、核兵器を持っている国々があるということは事実なんですけれど、だからこそ、戦争被爆国、唯一の被爆国である日本の政府が国際法上、ちゃんと法律ができるわけですから、その立場に立ち切ることによって、日本の果たす役割というのは、単にそうした批准するだけではなくて、世界の今の現状を変えていく大きな働きになると思います。

　ですから、日本政府が核兵器禁止条約に署名、批准するというのは、地球的にも、世界的にも大きな役割を果たすと思うので、現状から、本当に核兵器を廃絶するためには、先頭に日本が立つべきだと、私は思います。

議長（石堂　基君）　　　　ほかにありますか。

〔岡本安君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　岡本安夫議員。

11番（岡本安夫君）　　　　今の質疑と大体同じような質疑なんですけど、核兵器に限らず戦争に使われる生物化学兵器は人類の生存を危うくする悪という考え方、それはそのとおりだと思います。

　しかし、現実、今、日米安保によるアメリカの核の傘に守られているのが現実であります。

　この条約を批准することが日米同盟を維持していくことに矛盾しないかですね。その矛

盾することによって、要するに批准することによって、日米安保破棄まで考えておられるのかどうか、そのあたりお聞きしたいと思います。

〔平岡君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君）　　　核兵器廃絶の国際法ができて、批准することによって、大きな働きがあるということは述べたんですけれども、日本とそのアメリカの安保条約を廃棄するかどうかという質問ですけれども、それは二国間で、それは批准することと合わせて、ちゃんと平等な関係になるように話し合いをすべきだという立場ですから、それを一緒にして、今回、意見書上げて、そこまでということを求めているものではありません。

議長（石堂　基君）　　　　岡本安夫議員。

11番（岡本安夫君）　　　　実際に、現実的に、そういうことができるかどうか。

やはり批准するのであれば、日本は、日米安保を破棄して、自力で日本を守っていくんだという、そういう決意がないと、やっぱり、この批准というのは現実的には難しいんじゃないかなと思います。

これ、提案者には、そういう決意があるんですか。

〔平岡君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君）　　　国と国との、この条約、それから、世界で、今、核兵器は人類と共存できないという、そういうことで、世界的な法律まで、立法になるんですね。

だから、実際に批准して、それから実際に核兵器をなくしていくというのは、これからも引き続き、批准だけではなくて、現実に核兵器そのものをなくしていくということは、これからの運動として世論でやっていかなあかんということですから、決意と言われましたけども、日本の政府が、そういう立場に立つように、私は、１市民というか、国民として、そういった政府をつくっていくために、頑張りたいなと思います。

決意は、そういうことです。

議長（石堂　基君）　　　　ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔山本君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　山本議員。

10番（山本幹雄君）　　　　核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書（案）に反対の立場で討論します。

核兵器禁止条約の精神、理念は素晴らしいと考える。世界に核兵器がなくなり、いや戦

争というものがなくなれば、どれほどよいことかと考える。世界で戦争による悲惨な状況、逃げ惑う人々、傷つく市民に子供たち、そういった映像を見るにつけ、つくづく思う。この世から、この世界から戦いというものがなくなれば、どれだけすばらしいことだろうと。

日本という国は、この 400 年ほどの間に、明治維新、日清、日露戦争に世界大戦と悲しい戦いはあったが、他の先進諸国に比べ、平和な時代を過ごすことができているすばらしい国であります。

世界を見渡せば、先の大戦以降でも戦争や紛争、内乱が絶えず、いつも多くの市民が飢え、血を流しているのが現実である。日本という平和な国から見れば、理解しがたい状況でも、それが現実である。平和を愛する心、人を思いやる優しさ、理念はすばらしいことであるが、それを理解できる国は、限られた国でしかないということである。

日本という国には、法というものがあり、法に裏打ちされた警察権力というものがある。しかし、世界の国々、国家間には、統一された法のようなものはない。国連などで条例はできても、いつでも脱退はできるし、それを、逸脱したからといって、確固たる取り締まるすべはない。

長い歴史の中で、国家間に求められる正義も平和を愛する心も理念も優しさも全て違うのである。日本とアメリカにおいてでさえ、正義も明らかに違うのである。そんな中で、日本という国を、国民をどう守り、安全で過ごせるようにするのかが、政治の一番の仕事である。

そういった中、日本の安全保障、核の脅威に対し、どのような対策を講じることができるのかということが問題になってくる。

1963 年には核拡散防止条約 NPT が国際連合で採択され、日本も 1976 年に批准している。核軍縮に非保有国への不拡散、原子力の平和利用の三原則からなる核兵器なき世界の実現を目指しての現実を目指してきた。このことからも、今回の TPNW 核兵器禁止条約の精神に日本は反対するということではないことは理解できる。

しかし、NPT 核拡散防止条約が採択された後も、インドやパキスタンは不参加であり、隣国、北朝鮮は核実験に踏み切り脱退しているというのが現実である。

加藤官房長官は、10 月 26 日の臨時議会後の記者会見で核廃絶というゴールは共有しているが、我々のアプローチとは違うものがあるから署名しないと言っている。

一方、署名を推進する評論家、内田（樹）氏は、「反対する理由は、『機会が来たら核武装したい』と内心思っている人たちが政権の座にいるから」だと主張している。

しかし、内田氏の発言に対し、専門家である秋山（信将）一橋大教授は、「この発言は醜い、多分、何の根拠もなしと思うが、こういった陳腐な発言は本当にやめてほしい。

そもそも、日本の非核政策を縛るのは NPT であって核兵器禁止条約ではない。日本は、NPT に 76 年に批准済みであると言われている。そして、今回の TPNW には、核保有国は参加しておらず、CTBT 包括的核実験禁止条約も批准の見通しは立っていない。

日本は、核軍縮は核保有国とともに段階的に進めるべきとの立場を取っており、核保有国にアメリカの核の抑止力に依存する日本や NATO 北大西洋条約機構の加盟国は交渉に参加していない。

それは、NPT 核拡散防止条約では、米国、ロシア、イギリス、フランス、中国の 5 か国、核保有国は補充が認められたのに対し、TPNW 核兵器禁止条約は、いずれの国であっても核兵器の全廃を目指す条約であるからである。核保有国の不参加ということは、TPNW の実効性をどう確保していくのかという大きな問題が生じ、核軍縮を巡る複雑な状況を考えた時、この条約は政治宣言に終わる可能性が高い」と言われている。

そのような中、拓殖大学の佐藤（丙午）さんと言われる方は、「日本が賛同することは核軍縮の現実性を遠のけ、自国の安全保障を危うくする。このことは、日本が禁止条約に参

加し拡大抑制を断るのである。日本は、周辺国の核兵器に対し、独自の方策を講ずる必要があり、場合によっては核兵器廃絶とは逆の政策を推進することになる必要性が生まれる。禁止条約に加入するということは、米国の核の傘から抜け出すということである。条約は、核保有国に核兵器の廃絶を迫る形にもなっており、核兵器を受容する国とそれ以外の国とで国際社会を分断することになる」と言われている。

今、日本が賛同することは、核軍縮の実現性を遠のけ、自国の安全保障を危うくすることになることを理解しながら、耳障りのよい、核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書に賛成することはあり得ません。

よって、核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書（案）に反対し、討論とします。

議長（石堂　基君）　　　　続いて、賛成討論の方ありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

〔児玉君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　児玉議員。

議長（石堂　基君）　　　　失礼します。もう一度、着席ください。

先ほど、討論終結の宣言をしましたが、訂正をいたします。

賛成討論、児玉議員。

２番（児玉雅善君）　　　　発議第４号、核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書（案）に対して、賛成の立場から討論いたします。

これまで日本政府は核保有国と非保有国の対立を深めるとして、核兵器禁止条約には一切応じていません。

しかし、条約の締結は被爆者及び平和を心から望む多くの国民の願いです。唯一の戦争被爆国であり紛争解決の手段として、戦争を永久に放棄すると宣言した国である日本は、核のない社会、戦争のない世界の実現のために、全世界の先頭に立って努力する責務があると思います。

核廃絶は世界の流れです。条約の発効に必要な 50 の批准国に対し、来年１月 22 日には条約が発効します。７割を超える国民世論が条約への参加を求めています。

また、全国の地方自治体では、県議会と全市町村議会の全てが意見書を採択した岩手県をはじめ、1788 の地方議会のうち、28％に当たる 495 の議会が批准を求める意見書を採択しています。この期に及んでも頑なに批准を拒否する政府の姿勢は許せることではありません。

日本政府が速やかに条約を批准することにより、保有国の非核化、核軍縮を前進させ、国際平和に大きな役割を果たすことを期待して、賛成討論とします。

議長（石堂　基君）　　　　続いて、反対討論ありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより発議第４号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第４号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　挙手、少数です。よって、発議第４号については、原案否決されました。

---

日程第５．発議第５号　自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめを求める意見書（案）

議長（石堂　基君）　　　続いて、日程第５、発議第５号、自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめを求める意見書（案）を、議題とします。
　提案に対する提出者の説明を求めます。金谷英志議員

〔９番　金谷英志君　登壇〕

９番（金谷英志君）　　　自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめを求める意見書の提案説明を行います。
　意見書（案）を読み上げて提案といたします。
　農水省は優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会で種苗法の現行制度の見直しを検討、2019 年 11 月 15 日、新品種保護に関する対策を取りまとめ、これを元に 2020 年 1 月 20 日に召集された第 201 回国会に種苗法改正案が上程されましたが、継続審議となった。そして、10 月 26 日開会の臨時国会で審議されています。
　現行法で原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」という形で事実上一律禁止する改正案により、これまで認められてきた農家の種取り、自家増殖の権利が著しく制限されると同時に、許諾手続き・費用、もしくは種子を毎年購入しなければならないなど、日本の農業を支える圧倒的多数の小規模農家にとっては新たに大きな負担が発生することになる。これは農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねない。
　また、農水省は今回の改定が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調しているが、シャインマスカットやイチゴのような海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖を全て防ぐことは物理的に困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法であると農水省自身がかつて認めており、これは、2017 年 11 月の食料産業局知的財産課の課長の発言であります。海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農家の自家増殖を禁ずる必要性はありません。
　在来種、一般品種は育成者権の対象外としているが、一般品種が登録される可能性も否定できない。今回の法案では裁判の際には特性表に基づいてのみ判断されるとされるため、育成者権者にとっては大変有利である一方、小規模農家を委縮させ、在来種の栽培や種取りを断念させる可能性もある。その結果、地域で種子を守ってきた種取り農家とともに多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねない。また、地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことができる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになる。
　自家増殖禁止は育成者権を守るためのグローバルスタンダードであるとされていますが、自家増殖禁止は種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地域の栽培での気候変動による食糧不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行しています。
　国においては地域農業や消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する「種苗法」改正を取りやめることを強く求めものであります。

この法改正については、昨日の国会で通りました。ですから、取りやめを求めると同時に、廃案を求める意見書になるかと思います。

議長（石堂　基君）　　　　提出者の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより発議第５号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔小林君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　小林議員。

５番（小林裕和君）　　　　２つほど質問したいと思います。
今回の種苗法改正は、日本で品種登録した農作物の海外流出を防止するための改正であります。
今年、11 月 17 日の衆議院の農林水産委員会で附帯決議がされ、農業者が営農の継続に影響を及ぼさないよういう内容になっており、農業者による登録品種の利用に支障を来したり、安定供給を阻害させたりしないよう種苗が適正価格で供給される施策を講じるこということになっております。
事、佐用町の農業の現状は利用されているほとんどの品種は一般品種であって、今後も自家増殖ができていくというので影響はほとんどないと考えられますけれども、佐用町の農業者の影響は、どのように思われているでしょうか。

〔金谷君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　提出者、金谷議員。

９番（金谷英志君）　　　　佐用の農業者に対する影響ですが、本、今現時点では、それこそもち大豆なんかの大豆については、在来品種であって品種登録はされていませんから影響はない。
また、米なんかについても、農研機構の品種登録の作物ですから、一般品種でありますから、それほどの許諾料の影響はないと思いますけれども、野菜や果樹については、今後、また、品種改良がされて、新しい品種登録がされるということで、佐用の農家に対する影響は、今後、考えられると思います。

〔小林君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　小林議員。

５番（小林裕和君）　　　　はい、ありがとうございます。
在来種、地域の伝統品種を含め、農業者が今まで利用していた一般品種は、今後とも、許諾や許諾料の必要はないに考えられます。
先ほども、提案の時に説明がありましたように、昨日、参議院でも可決され成立いたしました。
町議会として、小規模農家を守るため、今後、附帯決議が守られていくように、改正種苗法の運用に注視していくことが得策ではないかと、これからの得策ではないかと思いま

すけども、いかがでしょう。

〔金谷君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　金谷議員。

委員（金谷英志君）　　運用を注視して、附帯決議の中でも、そういうふうに農家の利益を守るというふうに附帯決議で上げられましたけれども、法改正がされる以上、その附帯決議は努力義務であって、法に則った、何ら規制するものでもありませんから、今まででも、附帯決議、いろんな法案で出されましたけれども、それが法案を通った以上、それが、一応、そういうふうに、どう言いますかね、そういうふうに上がられましたけれども、附帯決議が、それが実施されるかどうかいうのは、法改正をもって、私は判断すべきだと思います。

議長（石堂　基君）　　ほかに質疑ありますか。

〔山本君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　山本議員。

10番（山本幹雄君）　　小林さんの部分と非常にあれしているんですけれども、一番の私は、どういうことかというと、考え方のあれとしましては、この先ほど言われた、育成権の一般品種ですね、育成者権の対象外としているが、一般品種が登録される可能性も否定できないとあるんですね。で、これ否定できないということであるならば、もし、言われるように否定できない。一般品種も登録されると言うんだったら、今の私の考え方も変えなければならないんですけど、この否定できないという、今、はやりで言うところのエビデンスというんですか、何か根拠あるんですかね。

〔金谷君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　金谷議員。

9番（金谷英志君）　　これまで、この種苗法が改正される前に、種子法が廃止されました。その時に種子法廃止して、今まで農業改良普及所なり農業試験場、それから、農研機構が持っていた、それを一般企業に登録を無償で譲渡するようなことになりました。

　ですから、その流れを見ますとね、今後も、一般品種についても、登録する、許諾制が組み込まれるというふうに考えられます。

〔山本君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　山本議員。

10番（山本幹雄君）　　はっきり言って、私たちが一番基本的に中心に考えるのは、これ一般的な部分がどうかと、この一般的な部分だけ、ここらへんの小さな農家も含まれる部分が大きいし、これ一般的な部分が、今のような形で簡単に否定できないというようなこと

であるならば、考えなければならないんですけれども、今のような話の中で言いだせば、これは切りがない話であって、否定できない理由を後づけしているような形でしかないのであって、実際問題、本当の意味で、国としては、今のところ育成権の対象にしているわけですから、そこらへんは、きっちり認めないと、それを後づけのような形の中で、否定できないということであるならば、私は、はっきり言いまして国内外で開発された品質の海外流出ということのほうが、よっぽど重いという部分持っていますので、そこらへんを、もう少し丁寧に説明していただきたいなと思います。

〔金谷君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　金谷議員。

９番（金谷英志君）　　　　初めに提案でも言いましたように、意見書の中にもありますように、海外流出については、農水省の課長自身が、これは、どこかの自家増殖を制限しても、これ防げない。この当国で品種の登録をする以外ないということですから、今回の種苗法改正の自家増殖をすることによって、海外流出が止められるかということは、それはないと思います。

それから、一般品種が登録、許諾制になるということですけれども、それは、さっき、先ほど言いましたように、種子法が改正されて、それの流れの中では、やっぱり一般品種もなるし、それから、今、多くの野菜は、８割ぐらいが海外でつくられて、Ｆ１品種、１代限りです。ですから、その１代限りの種を、どこから。どこが作っているかとかと言いますと、バイオ企業。全世界で４社。モンサントなんかが４社ですけれども、大手企業が、およそ６割りから、種については６割、苗については７、８割りが、そのモンサントなり、化学肥料と、それから、農薬もセットにした種子と種として売るというふうなことになっていますから、一番のこの改正法の問題は、種子の海外流出ではなくて、大手バイオ企業に対する優遇化というのが問題であって、大きな観点では、そういうことの趣旨改正だと、私は思います。

〔山本君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　山本議員。

10番（山本幹雄君）　　　　私は思いますはいいですけども、国がこうですよと言うておるのに、私は、こう思いますから、私の意見に賛成してください。そうじゃないでしょうと、こう言いたいなと思います。

あなたは、いろいろ言うて、ああそうかなと思いますけども、私は、そう思う言われて見たとしても、国としては、はっきり言いまして、一般品種は対象外としているというのが現実ですから、それは、しっかりと認めていかないと、それを認めずに、私は違うと思いますと言われたって、ああそうですかという返事には、私はなり得ないなという部分と。

それから、海外品種も、それは、はっきり言って、出ていくことは、いっぱいあると思います。どんな手段をつけたとしても、海外へ持ち出しはあると思います。

ただ、国内としては、それに対して、手立てをするというのは、国として当たり前の話なのであって、それを違うんだと言いだせば、議論にはならないと思います。

最後、ちょっと、質問という形ではなくなったかも分かりませんけど、ちょっと、あまりにも無責任な提案ではないかなと思いましたんで、ちょっと、言わせてもらいました。

議長（石堂　基君）　　　　ほかに質疑は。答弁されますか。

〔金谷君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　金谷議員。

９番（金谷英志君）　　　　無責任な提案というか、私は、今までの国の法改正の基準なり、それから、種子の世界的な状況を踏まえた上で、それを述べた上で、私の考えを述べたんであって、事実としては、今言ったような、モンサントなりが世界の４大企業が種子や苗の市場を独占しているというふうなことですから、それに対する法改正を、根本のところは、私は、そうだということで、これは事実です。

　私が思うかどうかよりも、それは事実です。

〔山本君「そんなもん、無茶苦茶な話や」と呼ぶ〕

議長（石堂　基君）　　　　発言者の方にお願いをします。

　ただ今は質疑の時間です。質疑に限定して発言をお願いします。

　ほかに質疑ありませんか。

〔廣利君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　廣利議員。

６番（廣利一志君）　　　　今回の種苗法改定について、じゃあ、町民の皆さんは、どう思っておられるのかということを、私、多く尋ねて聞かせていただきました。

　事実、実際はどうなのかというと、８割強の方が分からないと。

　確かに、東北、北海道の農家の皆さんの反対の声はたくさん出ているわけですけれども、町内の農家、農家だけではないんですけども、お聞きしたところ、８割強の方は分からないと。

　２割弱の方、これは、反対にもいろいろありますけれども、こんなふうにおっしゃった方がおられます。次の年の種を取るための楽しみを奪うものだという方もおられました。

　多かったのは、理解されていないのを、わずか７時間の審議で通すことが問題だと。だから、反対だと。もっと時間をかけるべきだということを、おっしゃいました。

　我々が、地域の中で、あるいは、そういう不安に思っておられる。あるいは、たくさんの方が理解されていないと。こんな短時間で審議していいのかという声が多く聞かれましたので、それに対して、我々は、どうすべきかというところ。あるいは、この意見書が採択することに、どういう効果があるというふうにお思いでしょう。

〔金谷君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　金谷議員。

９番（金谷英志君）　　　　多くの町民の方もそうですけど、この種苗法改正については、国民の中でも大きな議論。臨時会もそうですし、前回の 201 回の国会でも審議が、なかなか新

聞報道もされませんし、ご存じないというのは、全国的な傾向だと思います。

それから、今回の法改正については、先ほども言いましたけれども、町内の同業者にとっては、さほどの影響、今後は出てくるでしょうけれども、大きな許諾料の大幅な高騰なりということは、なかなか考えられないと思いますけれども、全国的に見れば、先ほど、廣利議員も言われました。北海道では、この意見書については、42％の町村議会が北海道では採択しています。

北海道は、米の大産地でありますし、ジャガイモや大きな農業の盛んな地域でありますから、それを踏まえて、北海道では、そういうふうな関心も高まって、北海道内 42％が意見書採択されている状況だと思います。

町内の業者さんについては、農業家については、種取り、今まででしたら、多くの野菜は、今でもＦ１品種ですから、種取りはできないいうこともあるんですけど、在来種でもともとやって、それを品種登録されれば、なかなか、その自家で種取りもできないということになりますから、そこらへんの影響はあろうかと思います。

〔廣利君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　廣利議員。

６番（廣利一志君）　　　　もう１つ、先の国会で継続審議になって、今度の臨時国会で附帯決議という形が出たわけですけれども、私は、附帯決議そのものが、要するに、法的拘束力がないんですね。これ。

で、この 10 項目附帯決議があるんですけれども、７項目目に言われているのは農業者、農家の責任のことを、ちょっと書かれている。

議長（石堂　基君）　　　　廣利議員。

６番（廣利一志君）　　　　はい。

議長（石堂　基君）　　　　発言内容を、質疑に切り替えてください。

先ほどもお願いしましたように、ただ今は、質疑の時間です。個人の意見、考え方等は、討論の際に発出していただいて、ただ今は、質疑のほうにお願いします。

６番（廣利一志君）　　　　附帯決議そのものが、農業者の責任を問うような形になっている。あるいは国会を通すための便法だというふうに思うんですけれども、国会のほう成立してしまったんですけれども、今後、反対の人たちの声を、どういうふうに、これから、この改定された法律について、どんなふうに考えておれますか。

〔金谷君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　金谷議員。

９番（金谷英志君）　　　　言われましたように、附帯決議については、法的拘束力がない。昨日、成立した時に（聴取不能）、国会の前には、農業者の関係、農業関係団体の方が、国会前に集まって改正が成立しましたけれども、引き続き、私たちは、この改正廃止を求めていくというふうな動きもあります。

〔山本君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　山本議員。

10番（山本幹雄君）　　　　私、一番最初、育成者の対象外と云々、くんぬんの中で、エビデンス、根拠を教えてほしいと言いましたよね。根拠。否定できないんだという根拠、その中で、いろいろ言われた中で、よく聞きよったら、種苗業者の何たらかんたら、よう分かりませんけれども、そういう業者の金もうけに何だみたいなことを、私は、そう思う言われたけど、その人の金もうけかどうかいうのを、その根拠とか、業者の金もうけになるんだという根拠って、どこかあるんですか。

私は、国が、こう言うたということを、まず、しっかり受けとめて、どうのはいいけれども、その中で、そういじゃないんだという根拠を示すんなら、この人の金もうけだという云々があるんなら、この人の金もうけでもいいですよ。

ただ、金もうけだと、この人らのためにやっているんだという根拠を示してほしいなと思ったんです。

その根拠を示してくださいということなんです。

何か、ちょっと、憤慨されて答えられたけど、私の趣旨が、説明が、質問の仕方がもともと悪かったんかも分からんけど、やっぱり金もうけする業者がおる。そういう育苗業者がおる。そういう業者の金もうけやって言うて断定する。私は、そう思うんだったら、そうなんだという根拠を、何かあるんだろうから、それを示してほしいということです。示してください。

〔金谷君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　金谷議員。

９番（金谷英志君）　　　　３番目に言いました、その一般品種が登録されている可能性も否定できないというのは、法律にうたわれていないから否定できないということであります。

それから、今現在の世界の種子市場の規模は約450億ドルと見積もられています。その８割を穀物種子が占めています。種苗業界はバイオメジャーが合併と再編を繰り返して寡占化が進んでいますモンサント、現バイエルですけれども、はじめとする上位４社の市場占有率は農薬で８割、種子で６割を超えている。

これらの企業は、農業化学肥料の事業とセットでビジネス展開をしており、遺伝子組み換え、ゲノム編集の種苗にも取り組んでいます。

農林水産省の知的財産戦略2020年では、稲は多様化するニーズに対応するため、化学メーカーによる外食産業と結びついたＦ１品種の開発、普及に取り組めるような多様な主体による種子供給の取り組みを推進するとあります。

現在、民間企業の登録品種で一番のシェアを占めるのが三井化学アグロが開発したＦ１品種の「みつひかり」で、吉野家で使われているＦ１なので農家は自家採取できず、毎年、新しい種子を購入しています。種子の価格は固定種の約８倍と高く、その分、収量を上げるとされていますが、肥料や農薬を多投するため土壌が劣化し、生産量が徐々に落ちるとの報告もあります。企業に全量買い取られますが、買取価格が年々下がり、栽培を断念した農家もいるほどです。

ほかには豊田通商がＦ１米「しきゆたか」を昼食、外食企業向けに販売していますが、

住友化学はモンサントと業務連携をし、「つくばＳＤ」米の品種名ですけれどもの種子を、農業生産法人などに販売し、生産させ、収穫した米を全量引き取りセブンイレブンで販売しています。契約農家には、自社の化学肥料と農薬を全量指定で買わせ、違反すれば賠償責任を課す契約書を交わしています。日本モンサント、開発の「とねのめぐみ」でも自家採取を禁止する契約書を農家と交わしています。

既に、日本では、遺伝子組み換え農作物は 323 品種輸入され、そのほとんどモンサントなどのバイオアグロ企業が開発者であります。

国内では調味料や油などを主に加工品として流通し、遺伝子組み換えの表示はなされていません。国内での栽培は、まだ、なされていないですが、農水省はトウモロコシや大豆など 140 もの遺伝子組み換え農作物の栽培を承認しています。

こういうふうに、まだ、続くんですけれども、大手企業がこういうふうに、企業ですから収益を上げる。もうけを増やすということが目的ですから、こういうふうな、この今回の法改正が、こういう大きなグローバルなメジャー企業の収益を上げる、これを推進しているというふうに思われます。

〔山本君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　山本議員。

10 番（山本幹雄君）　　　　何回も言うているんですけども、否定できない。エビデンス。今、いっぱい言うてくれました。いっぱい言われたけど、否定できない理由は何一つ答えていない。モンサントかバイエルか何か知りませんけど、この人が金もうけするために、今回は、法整備されたんだというエビデンスがどこにあるんだと。根拠がどこにあるんだと。幾ら言われても、それが全然耳に届かないし、多分、そういう答えにはなっていない。

そりゃ、大企業が金もうけするって、それ当たり前ですね。

ですが、今回の法整備の趣旨がそういうことなのかということが、どこに根拠があるんかということ。

ただ、最後の附帯決議があって、それは法整備していないということであるなら、単純にそれを法整備、その部分を法整備してくださいと言えば済む話です。

長々と言われたけど、それは一向に今回の立法の趣旨に金もうけがつながっているんだということの根拠にはなっていないと、私は思います。

そこらへんを、もうちょっと明確に答えてほしかったなという気しますし、何ぼ答えても、エビデンスの、根拠の答えにならないんなら、まあ、いいですけども、そこらへんを、きちっと答えてもらいたいなと思います。

〔金谷君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　金谷議員。

９番（金谷英志君）　　　　一般品種が登録されておる可能性も否定できないということについては、法でうたっていないから否定できない。それは、当たり前のことと思いますけどね。法でうたっていないんですから否定できないんです。

それから、背景を、今、その企業については言うたんであって、その背景を踏まえていただいて判断していただきたいいうふうに思います。

議長（石堂　基君）　　　　ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。反対討論の方ありますか。

〔岡本安君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君）　　　　この発議につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

まず、そもそも農業分野では知的財産権が重要視されてこなかった。１つの品種を生み出すのに 10 年近くかかると言われているが、育成者が得られるインセンティブ、すなわち見返りは非常に少なかった。

１例を挙げますと、シャインマスカットの開発には 13 人の研究者が 18 年を要した。親木の系統開発からだと 30 年以上かかったと言われている。成木になると、１本当たり年間 20 万円近い売り上げを生むのに対して、苗１本当たりの許諾料は１回切りの 60 円に過ぎない。60 円の許諾料を払いたくない農家が、果たして、本当に多数いるのか疑問である。

自家増殖の許諾制は、確かに、農家の権利を規制するものだが、育成者と自家増殖農家の権利を一方的にどちらかが勝つか、負けるかではなくの、ゼロサムゲームとして捉えるのではなく、長い目で見れば育成者のインセンティブ、すなわち見返りを高め優れた品種の開発が活性化すればするほど、農家は恩恵を受け、最終的には消費者も恩恵を受けることになる。知的財産をしっかり保護することが日本の農業の未来を活性化するということになると考えるのが建設的だと思い反対します。

議長（石堂　基君）　　　　続いて、賛成討論ありますか。

〔廣利君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　廣利議員。

６番（廣利一志君）　　　　自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめを求める意見書（案）に賛成の立場で討論をします。

残念ながら昨日、同法改正は参議院で成立をしました。多くの農業者の声を聞かず、わずかな時間で成立したことを、本当に残念に思います。

改正の主なポイントの１つは、日本の優良な植物新品種の海外流出の防止を目的とした育成者権の強化ですが、その点については、あまり反対がないと思います。

問題は、主なポイントの２つ目、農家による種取り、自家増殖の権利の制限であります。国会では、議論の中で、その点を考慮して附帯決議がされました。

７項目目、農業者が意図せずに育成者権の許諾を得ずに登録品種の自家増殖を行い不利益を込むることを防止するために農業者に対して、制度見直しの内容について、丁寧な説明を行うこと。

９項目目、登録品種の種苗の海外流出の防止に当たっては、ホームセンター等の販売員等が意図せずに登録品種の種苗を外国人に販売すること等により、不利益を被ることを防止するため、ホームセンター等に対して制度見直しの内容については、丁寧な説明を行うとともに、国において適切な運用を図ること。

海外流出に対して問題なのは、農家、ホームセンターの職員ではなく、検疫体制の充実、

税関の強化であるはずです。日産のゴーン氏が海外逃亡したように、日本は、海外からの入り、入に厳しいですが、出、出ることについては甘いというふうに言われています。農家の責任を問う改正案は問題だと思います。

町民の皆さんに、かなりの多くの方にご意見をお聞かせいただきました。先ほども述べましたように、８割強の方が知らないと。２割弱の方は、ご存じで多く改正案に反対でした。

今回の意見書については、もっと理解をしていただく反対の方々の声を届ける意味があると思います。

我々に課せられているというふうに思います。

改正案は、以上の点から農家に厳しい。理解をされていない。附帯決議そのものが国会を通すための便法であり、そもそも法的拘束力はありません。もっと議論が必要という観点から意見書採択が必要だと思います。

以上、賛成討論とします。

議長（石堂　基君）　　　　続いて、反対討論ありますか。

〔平岡君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　　反対討論ですか。

〔平岡君「賛成討論」と呼ぶ〕

議長（石堂　基君）　　　　基本的には、討論については、反対討論に対して、賛成討論ということで、運営上させていただいておることはご承知だと思いますし、議員必携等にも、そのように記されています。

なおかつ、さらに賛成討論ですか。

平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君）　　　　発議第５号、自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめを求める意見書案の賛成の立場から討論を行います。

種苗法改定は、これまで原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を許諾制にすることで、農家の自家増殖の権利が著しく制限されることになります。

同時に許諾手続きに費用がかかり、もしくは種子を毎年購入しなければならなくなるなど、日本農業を支える圧倒的多数の農家にとっては、新たに多くの負担が発生します。

政府は、今回の改定が日本国内で開発された品種の海外流出防止のためと強調しておりますが、農水省自身が、2017 年には有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法であるとしています。海外での育成者権の保護強化のために、国内農業の自家増殖を禁じることには何ら必然性がありません。

今回の改正は、育成者権、いわゆる金も力もある大企業にとっては、大変有利である一方、農家を委縮させ、在来種の栽培や種取りを断念させる可能性もあります。その結果、地域で種子を守ってきた種取り農家とともに、種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず消費者の権利を奪うことにもなるものです。

自家増殖禁止は地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本において、食料安全保障の観点にも逆行し、農業と食の安全を脅かすものです。

よって、地域農家、消費者の権利を守り安定した農作物、食料を確保する観点から農家

の権利を制限する種苗法改定を取りやめること。このことを強く求め、賛成の討論とします。

議長（石堂　基君）　　　これで本案についての討論を終結します。
　これより発議第５号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
　発議第５号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（石堂　基君）　　　挙手、少数です。よって、発議第５号については、否決されました。

---

日程第６．議案第 113 号　町有財産の無償貸付けについて（中安小学校跡地）

議長（石堂　基君）　　　続いて、日程第６に入ります。
　議案第 113 号、町有財産の無償貸付けについてを議題とします。
　提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 113 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。
　議案第 113 号は、中安小学校跡地の無償貸付の議案でございます。
　中安小学校跡地については、平成 28 年１月１日から医療法人社団一葉会と無償貸付け契約を締結し、その後、サービス付き高齢者向け住宅に改修され、「リバーサイドなかやす」として運営をされております。
　具体的な事業内容としては、介護・医療と連携した、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造のサービス付き高齢者向け住宅を運営されており、令和２年 10 月末現在、27 室 32 人の入居者がございます。また、従業員は 17 名で、そのうち、町内在住者が 16 名であり、佐用町での雇用促進にも貢献をいただいております。
　貸し付け物件の所在地は、佐用町米田 102 番地のほか 16 筆で、そのうちの土地 2,599.52 平方メートル、及び、建物として鉄筋コンクリート造２階建て、床面積 2,177 平方メートルの校舎を、継続して無償で貸付けをしようとするものでございます。
　なお、学校等跡地の利活用事業者へは、土地・建物を原則 10 年間無償貸付けすることを、公募における支援制度といたしておりました。平成 27 年の 12 月議会において最初の５年間の無償貸付けについて議決をいただいており、このほどその期限がまいりましたので、今回、残りの５年間の無償貸付けについて、地方自治法第 96 条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
　ご承認を賜りますようにお願いを申し上げて、提案の説明を終らせていただきます。

議長（石堂　基君）　　　当局の説明が終わりました。
　ここで議長、用便のために離席します。副議長のほうに、議長をお願いします。

〔副議長　議長席　着席〕

副議長（小林裕和君）　　なお、本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君　挙手〕

副議長（小林裕和君）　　岡本義次議員。

８番（岡本義次君）　　この線の枠の中は分かりますが、グラウンドとか体育館については、従来どおりで、今後、どのようになりますか。

〔企画防災課長　挙手〕

副議長（小林裕和君）　　服部課長。

企画防災課長（服部憲靖君）　　グラウンドですとか体育館につきましては、従来どおり地域の住民の方等で使っていただくという方向でございます。

副議長（小林裕和君）　　よろしいですか。
ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君）　　ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 113 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 113 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

副議長（小林裕和君）　　挙手、全員です。よって、議案第 113 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第７．議案第 114 号　町道路線の認定について（町道長尾岡ノ平線、町道小山安川旧道線）

副議長（小林裕和君）　　続いて、日程第７、議案第 114 号、町道路線の認定について（町道長尾岡ノ平線、町道小山安川旧道線）を、議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逧典章君。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　ただ今、上程をいただきました議案第 114 号、町道路線の認定、２路線につきまして、提案のご説明を申し上げます。
整理番号１万 559 番、路線名、長尾岡ノ平線については、集落内の生活道としての利用

により、認定をしようとするものであります。

また、整理番号３万647番、路線名小山安川旧道線については、町道小山安川線の道路改良工事におきまして、線形の変更に伴い旧道部分を集落内の生活道としての利用により、認定しようとするものでございます。

以上、町道路線の認定につきまして、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を必要とするものでございますので、ご承認賜りますようにお願いを申し上げ、提案の説明を終らせていただきます。

副議長（小林裕和君）　　当局の説明が終わりました。

これより質疑を行いますが、議案第114号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君）　　ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第114号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君）　　異議なしと認めます。よって、議案第114号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君）　　異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を11時とします。

午前１０時４２分　休憩

---

午前１０時５８分　再開

副議長（小林裕和君）　　少し早いですけれども、休憩を解き、会議を再開します。

先ほど、議長が用便と言われましたけれども、体調が不良ですので、引き続き、私のほうで進行させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

---

日程第８．議案第115号　佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君）　　続いて、日程第８、議案第115号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逧典章君。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　それでは、ただ今、上程いただきました議案第 115 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

学童保育は、平成 23 年「佐用マリア幼稚園」への委託から始まり 10 年となりました。現在は、学校統合の進度に併せて順次開設をし、全ての小学校区で直営による運営を行っております。

この間、平成 27 年には制度改正により、利用できる学年が４年生以上にも拡大をされ、また、町においては第２子以降の保育料を無料にするなど、独自の支援を行ってきたところでございます。

このたびの改正は、こうした変遷の中で料金体系や減免制度に公平性を欠く点が出てきたことから、近隣市町との均衡も考慮し、見直しを行うものでございます。

具体的な見直しの内容は、現行の月額 8,000 円の利用料金を、基本額の 6,000 円とおやつ代等の実費部分の２本立てとし、おやつ代及び傷害保険代など直接利用者の受益につながるものは減免の対象とせず、全ての利用者に負担をしていただくものでございます。

また、基本額の減免対象者については、学用品や学校活動費を支給している就学援助受給者を対象とし、就学援助制度と統一した基準のもとに減免を行うものでございます。

なお、町独自の第２子以降無料化は、基本額の 6,000 円については引き続き継続をいたします。

また、春休み・夏休み等長期休業期間中のみの利用区分は、ひと月を通して利用のある８月のみに改正をしようとするものでございます。

ご承認をいただきますようにお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

副議長（小林裕和君）　　　当局の説明が終わりました。

これより質疑を行いますが、議案第 115 号は、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本義君　挙手〕

副議長（小林裕和君）　　　岡本義次議員。

８番（岡本義次君）　　　私、総務常任委員会に入っておりませんので、ちょっとだけ聞かせてもらいます。

8,000 円が 6,000 円とか 2,000 円低減になったり、また、２万 3,800 円が２万円とか軽減措置が取られるわけなんですけれど、子供の数によっては、金額が若干変わってきますけれど、町役場としての持ち出しというのは、何ぼぐらいになりましょうか。

〔教育課長　挙手〕

副議長（小林裕和君）　　　宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君）　　お答えいたします。

今、おっしゃりましたように、利用者数によって、これは変動いたしますが、町としての持ち出しについては、現状の金額とあまり変わりがないのではないかなと。

利用料につきましても、あまり変わりないというふうには試算をしてございます。

副議長（小林裕和君）　　　よろしいですか。

８番（岡本義次君）　　　　　はい。

副議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はありませんか。
　ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
　ただ今、議題としています議案第 115 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君）　　　　　異議なしと認めます。よって、議案第 115 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第９．議案第 116 号　佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

副議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第９、議案第 116 号、佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。
　提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逧典章君。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 116 号、佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。
　令和２年６月 12 日に、公職選挙法の一部が改正をされ、公布されました。
　法律改正の趣旨は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会の議員の選挙においても、供託金制度を導入するものでございます。
　また、町村の選挙において選挙運動用ビラの作成を公営の対象とするに当たって、町村議会議員選挙において、ビラの頒布が解禁をされております。
　今回提案の条例につきましては、この改正法に基づきまして、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の経費に係る公費負担につきまして、必要な事項を定めるものでございます。
　それでは、条例の中身につきまして、概要をご説明を申し上げます。
　まず、第２条から第５条につきましては、選挙運動用自動車の使用についての規定でございまして、公費負担の対象となる自動車の有償契約の形態、その限度額、手続き等でございます。
　次に、第６条から第８条につきましては、選挙運動用ビラの作成についてでございまして、公費負担に係るビラ１枚当たりの作成単価、手続き等を定めております。
　ちなみに、ビラの作成枚数でございますが、町議会議員は 1,600 枚、町長の選挙の場合は 5,000 枚が、法定範囲内となっております。
　最後に、第９条から第 11 条につきましては、選挙運動用ポスターの作成についてでございまして、公費負担に係るポスター１枚当たりの作成単価、手続き等を定めております。

なお、第２条ただし書きの規定のとおり、公費負担を受けることができるのは、供託物没収点に達する得票があった場合に限りますので、そうでない場合は、公費負担を受けることができず、かかった費用全額が候補者の自己負担になるわけでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、今回の条例につきまして、ご承認賜りますようにお願いを申し上げて、提案の説明を終らせていただきます。

副議長（小林裕和君）　　　当局の説明が終わりました。

これより質疑を行いますが、議案第116号は、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君）　　　ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第116号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君）　　　異議なしと認めます。よって、議案第116号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第10．議案第117号　佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君）　　　続いて、日程第10、議案第117号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逧典章君。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第117号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正の内容は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額について、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。

改正の理由でございますが、令和３年１月１日から実施をされる個人所得課税の見直しによる給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への 10 万円の振り替えにより国民健康保険税の負担水準に関して、意図しない影響や不利益が生じないようにするための改正でございます。

また、準則に合わせた条例文等の整備のための改正もいたしております。

ご承認をいただきますようにお願いを申し上げまして、提案の説明を終らせていただきます。

副議長（小林裕和君）　　　当局の説明が終わりました。

これより質疑を行いますが、議案第117号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君）　ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第117号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君）　異議なしと認めます。よって、議案第117号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第11．議案第118号　佐用町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君）　続いて、日程第11、議案第118号、佐用町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逧典章君。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第118号、佐用町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例で規定しております国民健康保険出産費資金貸付事業は、国民健康保険から出産育児一時金の支給が見込まれる世帯主に対しまして、支給を受けるまでの間、出産等に係る費用を支払うための資金を貸し付ける事業でございます。

今回の改正は地方税法の改正に伴うもので、内容といたしましては、地方税法に倣って規定しております延滞金につきまして、附則第3項の規定中、特例基準割合を延滞金特例基準割合に名称変更するなどし、また、延滞金の割合がゼロ％になることのないように、0.1％未満である時は0.1％の割合とするものでございます。

ご承認を賜りますようにお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

副議長（小林裕和君）　当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君　挙手〕

副議長（小林裕和君）　岡本義次議員。

８番（岡本義次君）　　附則の分で、こういうふうに変更になるということなんですけれど、何か意味が、もう一つピンとこんような言い回しがあります。
　それと、実際、佐用町でこういう出産の延滞金の分が何件かあるんでしょうか。そこらへんは、どうでしょう。

〔住民課長　挙手〕

副議長（小林裕和君）　　山田住民課長。

住民課長（山田裕彦君）　　それでは、お答えをさせていただきます。
　まず、佐用町におきまして、こういう延滞金の例があるのかということでございますけれども、この事業につきましては、現在は、国民健康保険の出産育児一時金につきまして、医療機関で直接支払制度というものが設けられております。
　ということで、出産にかかりました費用につきまして、出産育児一時金は、国民健康保険のほうから直接医療機関に支払われるという仕組みが平成 21 年からできております。そういった関係もございまして、近年、この事業を利用される方は、私が調べる限り、近年全くございません。ということで、当然、延滞金も発生するようなことがないわけでございまして、実績としては上がってきていないという現状でございます。
　それから、もう１点、言い回しでございますけれども、確かにこれ、税の地方税の延滞金の規定の分を、そのまま準用しておる言い回しでございまして、なかなかご理解が難しいとは思いますけれども、今回の改正につきましては、文言の改正のみで、従来延滞金と、特例基準割合と申しておったものを延滞金特例基準割合というふうに税のほうの文言が改正されましたので、それに合わせて改正したというところでございます。以上でございます。

副議長（小林裕和君）　　よろしいですか。
　ほかに質疑はありませんか。
　ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
　これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君）　　ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
　これより議案第 118 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
　議案第 118 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

副議長（小林裕和君）　　挙手、全員です。よって、議案第 118 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 12．議案第 119 号　佐用町企業立地促進条例及び佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君）　　続いて、日程第12、議案第119号、佐用町企業立地促進条例及び佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逧典章君。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第119号、佐用町企業立地促進条例及び佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、改正法令を引用している佐用町企業立地促進条例の一部に条ずれ及び佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例中の省令名に変更が生じたための形式的な改正でございます。

改正の内容としましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２章第３節、承認地域経済牽引事業計画に係る措置に中小企業者であった承認地域経済牽引事業者の特例の条項が新設追加され、第25条が第26条へずれ込んだため、引用する佐用町企業立地促進条例第６条第１号中、第25条を第26条へ、佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例第２条中、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の第25条を第26条へ改めるものであります。

ご承認をいただきますようにお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

副議長（小林裕和君）　　当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君　挙手〕

副議長（小林裕和君）　　岡本義次議員。

８番（岡本義次君）　　こういうふうに改正されて、企業がこういうふうに佐用に来やすいような格好になるんですけれど、事実、今までででも、そういうふうなん何件かあったんかな。

〔税務課長　挙手〕

副議長（小林裕和君）　　大永税務課長。

税務課長（大永和重君）　　この事業につきましては、事業者につきまして、３カ年課税免除を行うという事業でございまして、まず、県、町の基本計画に適合するかどうかという審査がございます。

１つ目としましては、地域の特性の活用を生かしておるかということ。

２つ目といたしましては、高い付加価値の創出があるかどうか。

３つ目としましては、地域の事業者に対する経済効果があるかどうかという３点について審議します。

さらに、国の要件としましては、３つ観点がありまして、まず、先進性を有するかどうかということ。

次に、投資が 2,000 万円以上あるかどうかということ。

それから、３つ目としましては、対象事業の過去５年の伸び率が５％あるかどうかということで、適用するかどうかということを決めます。

佐用町では、残念ながら、これに適合する企業というのがございませんので、今のところ、この課税の免除を受けたという実績はございません。以上です。

副議長（小林裕和君）　　よろしいですか。

８番（岡本義次君）　　ＯＫ。

〔商工観光課長　挙手〕

副議長（小林裕和君）　　真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君）　　ここでは、企業立地促進条例のほうも一緒に説明させていただいておるんですが、これについては、最近では新規というのはございませんけれども、増設もしくは増資といった分野で申請をされて、その適用を受けられるという企業さんはいらっしゃいます。

副議長（小林裕和君）　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君）　　ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 119 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 119 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

副議長（小林裕和君）　　挙手、全員です。よって、議案第 119 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 13.　議案第 120 号　令和２年度佐用町一般会計補正予算案（第７号）について

日程第 14.　議案第 121 号　令和２年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第３号）について

日程第 15.　議案第 122 号　令和２年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第２号）について

日程第16.　議案第123号　令和２年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第２号）について
日程第17.　議案第124号　令和２年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第２号）について
日程第18.　議案第125号　令和２年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第３号）について
日程第19.　議案第126号　令和２年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第３号）について
日程第20.　議案第127号　令和２年度佐用町笹ケ丘荘特別会計補正予算案（第３号）について

副議長（小林裕和君）　　続いて、日程第13から日程第20については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君）　　異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第120号、令和２年度佐用町一般会計補正予算案（第７号）についてから、日程第 20、議案第 127 号、令和２年度佐用町笹ケ丘荘特別会計補正予算案（第３号）についてまでを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逧典章君。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第120号から議案第127号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第120号、佐用町一般会計補正予算（第７号）から説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,674万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ155億2,457万7,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明を申し上げます。

自動車取得税交付金につきましては、8,000円の追加計上でございます。

使用料及び手数料につきましては、使用料20万8,000円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、28万5,000円の減額であります。また、国庫負担金は1,087万4,000円の増額で、主に障害児通所支援費負担金でございます。国庫補助金は1,115万9,000円の減額で、特別定額給付金給付事業の精算見込みなどによるものでございます。

県支出金につきましては、793 万 8,000 円の増額でございます。うち、県負担金は 300万5,000円の増額。県補助金は493万3,000円の増額で、主に法人化促進総合対策事業補助金でございます。

寄附金につきましては、120万円の増額で、ふるさと応援寄附金でございます。

繰入金につきましては、478 万 1,000 円の減額で、地方創生臨時交付金事業の財源変更に伴う災害復興基金繰入金の減額などによるものでございます。

諸収入につきましては、雑入1,003万3,000円の減額で、各種イベント、講座の実績見込みに基づくものでございます。

町債につきましては、1,100万円の減額でございます。

次に、歳出についてのご説明をさせていただきます。

総務費につきましては、4,993万1,000円の減額であります。うち、総務管理費は5,019万 4,000 円の減額でございます。特別定額給付金給付事業の精算のほか、地方創生臨時交

付金などを活用した関連事業を精査の上、追加事業を計上いたしております。徴税費は26万3,000円の増額でございます。

民生費につきましては、4,007万円の増額でございます。うち、社会福祉費は4,084万9,000円の増額で、障害福祉サービス費、障害児通所支援事業などでございます。児童福祉費は77万9,000円の減額であります。

衛生費につきましては、131万2,000円の増額でございます。うち、保健衛生費は6万円の増額、清掃費は125万2,000円の増額で、主に佐用衛生公苑の機器の修繕料でございます。

農林水産業費につきましては、456万9,000円の減額でございます。うち、農業費は351万3,000円の増額で、農業の担い手確保補助金、町単独土地改良事業補助金などでございます。林業費は808万2,000円の減額で、森林保全間伐促進事業費補助金などの実績見込みによるものでございます。

商工費につきましては、359万6,000円の減額で、新型コロナウイルス感染拡大に伴って中止となりました因幡街道・千種川ロングライドin佐用の開催事業費補助金などでございます。

土木費につきましては、730万8,000円の増額でございます。うち、道路橋梁費は240万円の増額で、町道小山安川線道路改良工事に伴う測量調査設計委託料でございます。都市計画費は25万8,000円の増額で、播磨高原広域事務組合繰出金でございます。住宅費は465万円の増額で、主に町営住宅における修繕料でございます。

消防費につきましては、138万5,000円の減額で、操法大会中止によるものでございます。

教育費につきましては、595万4,000円の減額であります。うち、社会教育費は、568万円の減額で、講演会、コンサートなどの中止に伴って、自主事業関係委託料などを減額をいたしております。保健体育費は27万4,000円の減額で、主にさようマラソン&ウォークなどの中止によるものでございます。

次に、地方債の変更につきまして、第2表、地方債補正によりましてご説明させていただきます。

道路新設改良事業につきましては、限度額を220万円増額しており、その内容は、町道小山安川線道路改良工事に伴う測量調査設計委託でございます。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第121号、令和2年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ95万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ20億4,254万8,000円に改めるものでございます。

それでは、歳入からご説明させていただきます。

国民健康保険税は、156万円の減額で、一般被保険者国民健康保険税の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等に係る保険税の減免によるものでございます。

国庫補助金は、93万6,000円の増額で、災害等臨時特例補助金の増額でございます。

県補助金は77万9千円の増額で、特別交付金でございます。災害等臨時特例補助金と特別交付金の増額は、主に新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減額に対する財政支援措置によるものでございます。

繰入金は、79万8,000円の増額で、一般会計繰入金の増額でございます。内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金が404万4,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金が364万6,000円の増額、その他一般会計繰入金が119万6,000円の増額でございます。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。
諸支出金が 95 万 3,000 円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による減免に伴う還付金の増加等によるものでございます。
以上、国民健康保険特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。
次に、議案第 122 号、令和２年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第２号）についてのご説明をさせていただきます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 43 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ３億 2,035 万 3,000 円に改めるものでございます。
それでは、歳入からご説明をいたします。
国庫補助金は、53 万 6,000 円の増額で、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の確定によるものでございます。
繰入金は、他会計繰入金 10 万 1,000 円の減額で、その他一般会計繰入金でございます。
次に、歳出についてのご説明をいたします。
総務費は、43 万 5,000 円の増額で、高齢者医療制度見直し等システム改修事業委託料の増額でございます。
以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。
次に、議案第 123 号、佐用町介護保険特別会計補正予算案（第２号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2,870 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 28 億 579 万 2,000 円に改めるものでございます。
まず、歳入からご説明をさせていただきます。
国庫支出金につきましては、1,168 万 2,000 円の増額。うち、国庫負担金におきまして、393 万 2,000 円の増額で、介護給付費負担金でございます。国庫補助金におきまして 775 万円の増額。総務費補助金、保険者努力支援交付金、災害等臨時特例補助金などの皆増が要因でございます。
支払基金交付金につきましては、561 万 5,000 円の増額。
県支出金につきましても、260 万円の増額でございます。いずれも、介護給付費負担金及び交付金の増額が主なものでございます。
繰入金につきましては、880 万 9,000 円の増額で、一般会計繰入金の増額が主なものでございます。
次に、歳出でございますが、総務費につきましては、790 万 8,000 円の増額。総務管理費におきまして、電算システム設定委託料を増額いたしております。
次に、保険給付費につきましては、1,966 万 1,000 円の増額。介護予防サービス給付費負担金など、介護予防サービス等諸費などの実績見込みによる増額が主なものでございます。
地域支援事業費につきましては、113 万 7,000 円の増額でございます。介護予防・生活支援サービス事業費負担金の実績見込みによる増額を計上いたしております。
以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。
次に、議案第 124 号、令和２年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第２号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 118 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ１億 2,248 万 9,000 円に改めるものでございます。
まず、歳入からご説明をいたします。
繰入金につきましては、一般会計繰入金 118 万 1,000 円を増額いたしております。
次に、歳出でございますが、民生費につきましては、118 万 1,000 円の増額で、老人ホーム費におきまして、職員手当など人件費の増額と、光熱水費などの運営費の実績見込み

による増額が主なものでございます。
以上で、朝霧園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。
次に、議案第125号、令和２年度、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第３号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に12億9,620万円に変更はございません。
まず、歳入から説明をいたします。
使用料及び手数料につきまして、1,241 万円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援として実施しております公共下水道施設使用料減免額の確定見込みによるものでございます。
繰入金につきましては、一般会計繰入金1,241万円の減額で、使用料の増加見込み相当額でございます。
次に、歳出でございます。
公共下水道事業費につきまして、管理費において400万円の増額で、電気料の実績精査による300万円の減額と機器故障の増加による修繕費100万円の増額、舗装修繕カ所の追加に伴う工事請負費600万円の増額でございます。事業費につきましては400万円の減額で、浄化センター改築事業の精査による、委託料150万円の減額、工事請負費250万円の減額でございます。
以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。
次に、議案第126号、令和２年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第３号）について、提案のご説明を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額４億4,039万2,000円に変更はございません。
まず、歳入から説明をさせていただきます。
使用料及び手数料につきましては、73万2,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援として実施しております生活排水処理施設使用料減免額の確定見込みによるものでございます。
繰入金につきましては、一般会計繰入金73万2,000円の減額で、使用料の増加見込み相当額でございます。
歳出につきましては、変更ございません。
以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。
次に、議案第127号、令和２年度佐用町笹ケ丘荘特別会計補正予算案（第３号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ１億4,978万8,000円に改めるものでございます。
それでは、歳入からご説明をいたします。
繰入金につきましては、一般会計繰入金1,000万円の増額でございます。
次に、歳出についてご説明をいたします。
笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費の増額で、新型コロナウイルス感染症予防対策のための備品購入費の増額でございます。
以上で、笹ケ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。
議案第120号から議案第127号までの補正予算案にきまして、それぞれご説明をさせていただきました。十分、ご審議の上、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

副議長（小林裕和君）　　当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしています議案第 120 号から議案第 127 号については、12 月 14 日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君）　　異議なしと認めます。よって、そのように決します。

---

日程第 21．委員会付託について

副議長（小林裕和君）　　続いて、日程第 21 に入ります。

日程第 21 は、委員会付託についてであります。

ここで資料配付のため、しばらく休憩します。

午前１１時３９分　休憩

午前１１時４１分　再開

副議長（小林裕和君）　　休憩を解き会議を続行します。

ここで議長が回復されましたので、交代させていただきます。

〔議長　議長席　着席〕

議長（石堂　基君）　　失礼します。

議員の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。

お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂　基君）　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

お諮りします。委員会等開催のため明日 12 月４日から８日まで本会議を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂　基君）　　ご異議なしと認めます。よってそのように決します。

次の本会議は、来る 12 月９日午前 10 時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いします。

---

議長（石堂　基君）　　以上をもちまして本日の日程は終了しました。

これにて散会とします。

午前１１時４３分　散会